

河南町消費生活だより

第36号

令和2年2月発行



【相談窓口】

富田林市消費生活センター

(富田林市役所1階 7番窓口奥)

☎0721-25-1000

平日 午前9時～12時

午後1時～4時

「気をつけたいもうけ話の手口」について

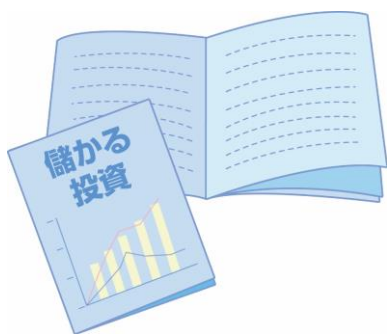
全国の消費生活センターには、高配当や高利回り投資、利殖をうたった詐欺的な投資話や情報商材などもうけ話に関する消費者トラブルが寄せられています。

そこで、第36号では、「気をつけたいもうけ話の手口」について紹介します。



「消費者庁イラスト集より」

事例1 知人からの投資話！その後、事業者と連絡が取れない...



知人から「1口25万円購入すれば、何もしなくても月に5万円入る」と仮想通貨の投資を紹介された。2口買うために50万円振り込んだところ、その週に約3万円振り込まれたので、さらに追加で申し込んだ。しかし、その後配当がなくなり、事業者に連絡をしたが、連絡が取れない。



ワンポイントアドバイス

- ◆仮想通貨は、取引相場の価格変動リスクを伴うため、将来必ず値上がりするというものではありません。
- ◆「必ず」「絶対」などと勧誘されても、うのみにせず、リスクが十分に理解できない、投資の実態や内容に不安がある場合は、取引しないようにしましょう。
- ◆契約する場合は、金融庁（財務局）に登録のある事業者か契約前に必ず確認しましょう。

(※登録されていても、取引の安全性が保証されているわけではありません。)

事例2 1日数分の作業で、月に数百万円稼げます！ところが…！？



「ホームページを作りアクセス数を増やすだけで、1日10万円稼げる」という書き込みを見て、情報商材を購入した。その後、次々とアクセス数を増やすためのツールを勧誘され、高額な契約をしたが、実際はサポートもなく、もうからない。



ワンポイントアドバイス

- ◆情報商材は購入するまで内容を確認することができません。購入後に「広告や説明と違った」などのトラブルが絶えず、実際はあまり価値のない情報が高額で販売されていることもあります。少しでも怪しいと思ったら、事業者へ連絡しないようにしましょう。
- ◆「すぐに元が取れるから大丈夫」と言われても、事業者の説明を安易に信用しないようにしましょう。また、クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約をしないようにしましょう。

くらしに役立つ消費者啓発講座を開催します！

テーマ：「キャッシュレス決済って何？」

～キャッシュレスの基礎を学びましょう～

日時：2月14日（金） 午後2時～3時30分

場所：河南町役場4階 大会議室南 にて



富田林市消費生活センターから講師をお迎えし、最近話題となっているキャッシュレス決済についてお話してもらいます。
みなさん、ぜひご参加ください。

『河南町消費生活友の会』 一会員募集中一

河南町消費生活友の会では、悪質商法などの消費者問題に対応するため、様々な活動を通じ、「かしこい消費者」を目指しています。
消費生活について興味のある方、ぜひお待ちしております！



発行・問い合わせ先

河南町役場 環境・まちづくり推進課（役場2階）

☎0721-93-2500（内線281・282）

※河南町の消費生活相談は、「富田林市消費生活センター」が窓口です。